**別記　１**

|  |
| --- |
| 収 印入 紙 |

（書式例）

**農業近代化資金利子補給契約書**

　高知県（以下「甲」という。）と○○○組合（銀行）（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する農業近代化資金（以下「本資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（内　容）

第２条　甲は、乙が融資した本資金について、高知県農業近代化資金利子補給規則（以　下「利子補給規則」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

（決定書の交付）

第３条　乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給決定書を交付することによって行うものとする。

（貸付けの期限）

第４条　乙は、前条の利子補給決定書の交付を受けたときは、当該決定書に定められた貸付有効　期限までに当該資金の貸付けを行わなければならない。ただし、当該決定書に定められた貸付実行日が貸付有効期限以降となっている場合はこの限りでない。

（利子補給の変更）

第５条　乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認　申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付け等の報告）

第６条　乙は、第３条の規定により貸付けを行ったとき又は前条の規定により甲の利子補給に係　る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告しなければならない。

（利子補給金額）

第７条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規則第４条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の請求）

第８条　乙は、利子補給規則第４条に規定する毎年１月１日から６月30日までの期間（以下「上半期」という。）に係る利子補給金については、その年の７月30日までに、７月１日から12月31日までの期間（以下「下半期」という。）に係る利子補給金については、その翌年の２月10日までに甲から送付のあった利子補給計算書を確認の上、当該計算書に利子補給金請求書を添えて甲に請求するものとする。

（利子補給金の支払）

第９条　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末日までにこれ　を支払うものとする。

２　甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、年○パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

３　前項の規定に定める年当たりの割合は、年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（回収状況の報告）

第10条　乙は、甲が行う利子補給に係る貸付債権の回収状況について、毎年上半期及び下半期　の各期間ごとに第８条に規定する利子補給金請求書に添えて甲に対し報告するものとする。

（貸付債権の保全）

第11条　乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

（目的外使用の禁止等）

第12条　甲は、甲の利子補給に係る本資金を借り受けた者がその借入金を目的外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責めに帰するべき事由により乙が利子補給規則又はこの契約の条項に違反したとき　は、乙に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返　還を命ずることができる。

（暴力団排除措置による解除）

第12条の２ 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(１) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。この条及び次条において同じ。）であるとき。

(２) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第12条の３　乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（実地調査等）

第13条　乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関して、甲が報告を求めた場合又は甲の職員　をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる場合には、これに応じなければならない。

（権利義務の承継）

第14条　乙は、合併契約により解散した被合併組合（○○組合、△△組合、××組合）におけ　る　　　　年　月　日以前の利子補給に係る権利及び義務の一切を引き継ぐものとする。

※合併による契約締結の場合のみ、この条文を追加する。

（契約の費用）

第15条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（協　議）

第16条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲、乙両者の協議により定　めるものとする。

（疑義の決定等）

第17条　この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙双方の協議により定めるものとする。

（裁判管轄）

第18条　この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲　　高　知　県

　　　　　　　　　　　　　　契約担当者　　高知県知事 　印

　　　　　　　　　乙　　融資機関名

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 　　　　　　　　　　　　 印